

除雪車購入仕様書

第1章 概要

この仕様書は、除雪車（4 t級、車輪式、アングリングプラウ付）購入に適用するもので、納入機は以下に定める性能、諸元、各部構造その他を満足するほか、道路除雪作業の使用に耐え得る十分な耐久性、信頼性及び良好な操縦性能を有するものとする。

納入機は「道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号（以降の改正分を含む。）」）に適合するもの又は「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成17年法律第51号）」に基づく「特定原動機技術基準」及び「特定特殊自動車技術基準」に適合するものでなければならない。ただし、継続生産車・輸入車・少数生産車については「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付け建設省経機発第249号（以降の改正分含む。）」）に基づき指定され、2次基準以上に適合した排出ガス対策型建設機械とする。

ここに明記されていない箇所については、東近江市（以下「発注者」という。）と物品供給人（以下「受注者」という。）が協議の上、決定するものとする。

第2章 仕様

除雪車（4 t級、車輪式、アングリングプラウ 機械式カプラ以上） 1台

1 性能

- (1) 路面除雪幅（最大アングル角時） 1,975 mm
(2) 走行速度（前後進） 0 km/h から最高速度が 15 km/h 以上

2 主要諸元

- (1) 全長（プラウストレート地上時） 4,810 mm以下
(2) 全長（プラウ最大アングル時） 5,240 mm以下
(3) 全高（黄色灯火上端まで） 2,830 mm以下
(4) 最低地上高 295 mm以下
(5) 運転質量 3,905 kg未満
なお、「7 附属装置」以外は、本車両総質量に含むものとする。
(6) 最小回転半径（最外輪中心） 3,125 mm
(7) 乗車定員 1名
(8) 燃料 軽油

3 車体

- (1) 機関 定格出力（ネット） 28.4kw 以上
(2) タイヤ ノーマルタイヤ
(3) かじ取り装置 車体屈折式
(4) 運転室
構造 全鋼製密閉型
窓 (前・後) 冬用ワイパーブレード

4 除雪装置

- (1) 形式 アングリングプラウ型
(2) 能力（アングリング角度） 左右各 25度

(3) プラウ	
構造	鋼製円筒曲面構造
全幅	2,180 mm以上
全高	800 mm以上
そり	除雪装置の設置状態を調整できるそりを有するもの
切刃	ストレート型平形刃先 (JIS D6101)

5 計器類

(1) 速度計	1 式
(2) 燃料計	1 式
(3) アワーメーター	1 式
(4) 機関油圧警告灯	1 式
(5) 水温計	1 式
(6) 充電警告灯	1 式

6 照明装置類

(1) 前方追加作業灯	2 灯以上 (LED 式)
(2) 後方追加作業灯	1 灯以上 (LED 式)
(3) 黄色灯火 (散光式・薄型 LED 式)	1 式

7 附属装置及び附属品

7-1 車両総質量に含むもの

(1) バックブザー	1 式
(2) エアコン	1 式
(3) ウィンドウォッシャー (電動式)	1 式
(4) 標識板 (300 mm×570 mm以上、車体後部取付)	1 式
(5) 振動抑制装置	1 式
(6) 大容量カルシウムバッテリー	1 式

7-2 車両総質量に含まないもの

(1) 標準附属工具	1 式
(2) 取扱説明書	1 式
(3) 部品表	1 式
(4) 履歴簿 (形式、製作番号、仕様等、必要事項を記入のこと)	1 式
(5) 床マット	1 式
(6) ラダー式タイヤチェーン (チェーンバンド付、4 個 1 組) タイヤチェーン 1 組を組み付けて納品すること。	2 式
(7) カプラ式バケツ (0.5 立米)	1 式

8 塗装

国土交通省建設機械塗装基準による。

第3章 検査

完成検査は、寸法、外観、溶接その他組み立て状況を検査し、さらに車両や作業装置類の動作等の確認を行い全般的な機能を検査する。ただし、車両総質量については、本仕様書で定めたとおりであるかを、その内訳が分かる資料により検査する。検査に要する器具、人員等は受注者において準備する。

第4章 保証

納入後1箇年以内に設計製作上の欠陥によるものとみなされる故障が発生した場合には、受注者は無償修理を行わなければならない。ただし、制作会社等が別に定めた保証期間が1箇年以上にわたる場合には、それを適用する。特に重大な故障が発生したときは、上記期間経過後であっても、発注者と受注者が協議の上、受注者に無償修理を行わせることがある。

第5章 その他事項

1 製造期日等の指定

納入機は新品でなければならない。

2 灯火の取り付け方法の指定

黄色灯火の取付け方法は、次のとおりとする。

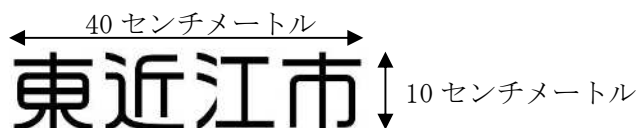
- (1) 黄色灯火の規格、取付け位置については、「道路維持作業用自動車及び道路管理用緊急自動車の取扱いについて（昭和55年6月5日付け建設省機発第473号（以降の改正分含む。）」に準じるものとする。
- (2) 黄色灯火は、機械室又は作業装置上部に堅固に取り付け、黄色灯火の重量、振動に耐えるよう取り付け部分に必要な補強を行うものとする。

3 申請等について

本履行に当たり、車両登録、基準緩和の申請及び道路維持作業車の申請・届出については受注者が行うものとする。また、これらに係る費用は受注者の負担とする。

4 文字入れについて

車両本体に記入する文字及び数は、「東近江市」2箇所とし、記載場所については落札後に発注者と協議し決定する。



5 その他

- (1) 納入機は、令和8年5月時点における最新型とする。
- (2) 附属品及び登録手数料は車両価格に含めて計上する。自動車損害賠償責任保険料は車両価格に含まずに別途支払うものとする。
- (3) 本仕様書に記載されていない事項であっても、当然必要と思われるものについては装備し、必要な経費についても含むものとする（納入時の運送費等）。
- (4) 本仕様書に定めがない事項及び疑義が生じた場合は、別途協議する。

6 納入場所

東近江市愛東地区又は永源寺地区（納入前に場所を指定）

7 納入期限

令和8年11月30日（月）